

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月

大学生当時、両親から国民年金に加入するように言われたので、20歳の誕生日である昭和54年*月*日に加入手続を行うためにA区役所へ出向き、窓口で国民年金と付加保険料の説明を受けた。

その時に申立期間の保険料を納付したのに未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生当時の20歳の誕生日にA区役所で国民年金の加入手続を行い付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持している年金手帳には被保険者資格取得日及び付加保険料の手続を行った日として昭和54年*月*日と記録されており、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について申立期間を除いて未納は無く、付加保険料を含め保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和54年3月の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から同年12月5日まで
社会保険庁の厚生年金保険記録では、昭和32年11月1日から同年12月5日までの1か月間、空白期間があるとされている。このころにB事業所からA事業所に転籍したが空白となる期間は無いはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D市の人事記録から、申立人は、昭和32年11月1日から48年3月31日までの期間、C技術指導事務に従事する嘱託職員であったことが確認できる。

また、同事務に従事していた者は、「同事務は、市内の各事業所においてC技術指導を担当している職員に対し嘱託されていた。勤務場所は各事業所であった。」と証言していることから、申立人が昭和32年11月1日からA事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、当時の同僚は採用時から厚生年金保険の被保険者資格があることや申立人が当該事業所に採用になった経緯等から判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和32年12月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月までの期間、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 46 年 3 月に A を退職後、国民年金に加入し、夫の保険料と一緒に納付してきた。一番初めだけ数か月分を一括して納め、その後は B 町役場 C 出張所か地区会館で納付していたので、未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月に A を退職後、国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 10 月 18 日に払い出され、46 年 4 月 1 日にさかのぼって資格取得していることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では、46 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料が第 2 回特例納付及び過年度納付により 50 年 12 月 10 日に一括納付されていることが確認できる。

また、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間はすべて未納となっている。

さらに、申立人が一緒に納付してきたと主張する申立人の夫に係る申立期間①の最終月の翌月の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料は、社会保険庁の記録により、時効間際の 60 年 12 月 17 日に一括納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間①の保険料は、時効により納付できなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

昭和40年4月から国民年金保険料を納付していたが、A町の職員から「制度が変わり、B職員の家族は納付しても年金がもらえない。」と言われたので一時的に納付をやめた。その後制度が変わり、「再び納付すれば、やめていた期間も年金が受け取れる。」と聞いたので、私の母が公民館で20万2,000円を一括で納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及びA町の記録のいずれにおいても、申立人は昭和40年4月26日に任意加入した後、58年7月26日に資格を喪失し、61年4月1日に再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで
就職した昭和 39 年 4 月以前の申立期間については学生であったが、父が国民年金の加入手続をして、町内の自治会を通じて保険料を納付してくれていたはずなのに、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 9 月 27 日に払い出され、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 4 月にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者資格を取得した日」も社会保険庁の記録と同じ 40 年 4 月 10 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月、9年1月から同年3月までの期間、同年11月から10年3月までの期間、同年5月から11年6月までの期間及び同年9月から12年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月
② 平成9年1月から同年3月まで
③ 平成9年11月から10年3月まで
④ 平成10年5月から11年6月まで
⑤ 平成11年9月から12年1月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、3か月ごとに自宅近くの会議所において集金されており、妻が、妻自身が60歳になる平成9年*月までは夫婦二人分の、その後は私の分のみの保険料を納付していた。集金日に集金に立ち会っていた当時の役員が保険料を納付していたことを証明してくれている。申立期間が未納とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が3か月ごとに自宅近くの会議所において、妻自身が60歳になる平成9年*月までは夫婦二人分の保険料を、その後は申立人のみの保険料を納付していたと供述している。

しかし、A町では、「申立期間当時の国民年金保険料は1か月ごとの納付であり、納付方法は字の納税委員による徴収か、又は、口座振替かのいずれかであったようである。」と説明しており、申立人の供述には不自然な点がみられる。

また、申立人の妻の申立期間①に係る保険料は平成10年2月12日に、申立期間②に係る保険料は同年2月3日に過年度納付されていることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻の記憶は曖昧^{あいまい}であることから、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 733 (事案 427 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年9月までの期間、59年4月から同年6月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から46年9月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで

両親や妻が私の国民年金保険料を納付してくれていたもので、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の両親及び妻が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の両親は既に死亡している上、申立人及び申立人の妻に聴取しても記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月12日に払い出されているが、その時点で申立期間の保険料の一部は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、さらに、申立人は両親が保険料を納付したとしているが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていた申立人の弟も未納となっていること、加えて、申立期間②及び③について、申立人は保険料を妻が納付したとしているが、申立人の妻も未納となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は保険料を納めないということはあると主張するが、今回の申立内容は前回と同じであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年12月まで
ねんきん特別便によると、私の国民年金の加入日は昭和49年1月1日とされ、申立期間は未加入期間とされていた。母親からは私の国民年金は「20歳からすべて納付済み」と聞いている。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月16日に払い出され、同年1月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとするその母親は、高齢のため記憶が曖昧であり、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 1 日から 16 年 12 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 6 月から 16 年 11 月までの間について、社会保険事務所の標準報酬月額は給与明細書より低い金額になっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した申立期間に係る給与明細書を見ると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月14日から38年6月1日まで

A事業所に勤務していた者の紹介で調理師として当該事業所に勤務し、昭和41年まで厚生年金保険料を控除されていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、調理師としてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していたのは事務職の者のみであり、調理場で働く者は加入していなかった。」と証言しており、当時、事業主は何らかの理由により、調理場で働く者については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時に調理場で働いていたとする者は、申立人と同様に、いずれも昭和38年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月1日から38年6月1日までは国民年金の被保険者となっており、37年4月から38年3月までは申請免除の記録が確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。